## 公表第5号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長、久留米市企業管理者及び 久留米市教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があった ので、次のとおり公表します。

平成30年3月28日

久留米市監査委員中 島 年 隆久留米市監査委員樋 口 明 男久留米市監査委員市 川 廣 一久留米市監査委員大 熊 博 文

## 平成26年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況等

## 基金の管理と運用について

ページ	部局名 (現在)	課名(現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
38	総合政策部		第7章 各種基金の現状(詳細)について 1. 財政調整基金 4意見 (1)取り崩しの基本方針について 上記2(2)で述べたとおり、平成27年度以降、地方交付税が段階的に減縮されること及び高齢化に伴う扶助費の増加などに備え、平成22年度以降、財政調整基金を含む主要4基金(財政調整基金、都市建設基金、減債基金、久留米市土地開発基金)は、取り崩しをしない方針とされ、実際に全く取り崩しがなされていない。 財政調整基金は、年度間の一般財源を調整する基金であり、他の主要基金である都市建設基金、減債基金及び土地開発基金の目的もすべてを包含するものとして、地方自治体における最も基礎的な基金(財布)であるから、かかる基金を、交付税の減縮や扶助費の増加などに備え取り崩さずに維持・増加に務めてきたこと自体は合理性がある。しかし、主要4基金以外の30を超える基金においても、4基金の方針に準じてそのほとんどが取り崩しを行わずに維持・増加されている。この点、主要4基金は、一般財源、都市建設、地方債償還、土地開発という町づくりの基礎を支える財政基盤を整えるために存在しているといえるから、交付税減縮や扶助費の増加などに備えたこれらの基金の維持・増加の必要性や、今後、これら4基金の存在意義自体がなくなることはないと考える。また、これらを取り崩すことなく財政運営を行ってきた点については、健全な財政運営がなされたといえる。しかし、これら以外の基金については、全く取り崩さないこととしてきたことの合理性や、結果的に5年もの間取り崩しを全くする必要がなく維持・増加されるだけの基金の存在意義は、改めて問う必要性があると考える。特に、平成27年度から始まる交付税の段階的な減縮は、当該自治体の財政需要規模に対する交付税が従前より減らされるとういものではなく、合併による新たな自治体の財政需要規模に対する交付税が従前より減らされるとういものではなく、合併による新たな自治体の財政需要規模に対する交付税額とするものである。	意見	財政調整基金を含む主要4基金については、財政状況の著しい変化や災害等の対応、および将来の事業実施などに備えるものであり、年度間の財源調整という視点からみても、財政運営上重要な要素のひとつであると認識しています。 平成28年度においては、主要4基金から3,500,000千円を取崩し、繰入れることとする予算編成を行い、そのうち減債基金500,000千円を実際に取崩す決算となりました。また、主要4基金以外の特定目的基金についてはまた、また、主要4基金以外の特定目的基金については示充当いたしました。主要4基金については将来の急激な財政状況等の変化に耐えうる柔軟性の高い財政構造を出来る限り維持すべく、引き続き決算時において取崩の抑制を図ってまいりたいと考えております。 また、その他特定目的基金については、必要に応じ基金の設置目的に沿った事業への活用を積極的に行ってまいりたいと考えております。
80	市民文化部		第7章 各種基金の現状(詳細)について 9. 久留米市スポーツ振興基金 7意見 基金設立当初の株式会社筑邦銀行からの寄附金30,000,000円やその後の個人からの寄附金について は、寄付者の意思に従いスポーツ振興のために利用されるべき性格のものであると考える。また、その他 の久留米市の一般財源から積み立てられたと思われる金額(設立当時の正式な記録がないため詳細は 明らかではない。)についても、スポーツ振興に利用すべきであり、基金を取前し、スポーツ振興事業費に 充当することを検討するべきであると考える。特に公益財団法人久留米市体育協会では、利用見込みのな い財産を保有しないようにするため、財産(約100,000,000円)の全額又はその一部を久留米市に返還する ことも検討している段階であり、基金として積み立てておく必要性を再度確認する必要があると考える。	意見	体育協会基本財産100,000,000円には、競技団体等からの寄付15,000,000円が含まれているため、85,000,000円を平成28年度末に市に返還し、当該基金へ積立てました。 また、スポーツ振興基金を市のスポーツ振興へ役立てるべく、基金を財源とした取組みを平成28年度から実施しており、具体的には、「全国大会等参加奨励金」「トップアスリート支援事業」等に充当しています。